

Ⅲ. 社会への回帰

学びの森の住人たち（13）

—学校でもない学習塾でもない、
〈学びの森〉という世界が投げかけるもの—



アウラ学びの森 北村真也

「不登校は本当に子どもの問題なのか？」という議論があります。確かに心理検査やカウンセリング、あるいは認知行動療法や、薬物治療。そこにはさまざまな個人に対するアプローチが行われています。これらのアプローチの根源的なフレームは、問題を抱えた彼らを、いかに問題のない社会へと適応させていくことができるかということに集約されるように思います。

確かに不登校の子どもたちは現在、大変な生きづらさを抱えていますし、そのご家族も大変つらい思いをされています。「できれば、一日も早く学校へ行ってくれれば…」と願っておられることもまた事実です。その思いは、学校も同じです。心ある教師たちは、彼らの学校復帰を願って、毎週のように家庭訪問を続けているのです。そして不登校の子どもたちの中にも、同じ思いを持っている者もいるのです。「学校へ戻れるものなら戻りたい」でも、できないわけです。できないから苦しいのです。ここに不登校の問題の難しさがあります。

この問題を単一のフレームで解き明かすことはできないのです。不登校という問題の中に現代社会の抱える実に多くの変数が入り込んでしまっているので、この問題の構造がどうしても複雑になってしまうからです。

文部科学省が、かつて不登校の子どもたちの類型化を試みた¹ことがあります。多様化する彼らの状況をいくつかのパターンに類型化してその問題解決への方法を整理しようとしたのです。ところが、実際には類型化すればするほど、さらに多様化が生じていくということも一方でおきてしまうのです。これはまさに、ポストモダンな近代社会の持つ再帰性の表現であり、安易にその答えを見いだすことが困難であることを示しています。

「不登校は、子どもたちと学校、あるいは社会との関係において生じる社会現象である。したがって大事なことは、そのことを通して、子

¹「不登校に関する実態調査」（平成5年度不登校生徒追跡調査報告書）文部科学省

もたち自身や社会そのものが反省的に自己を振り返り、自己を更新させていく機会を持つことである」

これが、不登校の問題に対する私たちの基本的な姿勢です。だから不登校の原因をすべてその子どもに集約するのではなく、家族や学校、あるいは支援者がそのことをきっかけに自らを振り返ることがとても大事なことだと思っています。

私たちは、2004年从不登校の問題にかかわり始めました。それはたった一人の不登校の生徒が訪ねてきたことから始まったわけですが、その後、不登校の子どもとアウラの森という環境との間に交流が生まれ、やがて彼らは大きく変容し、アウラの森もまた大きく変容を遂げることになったのです。まさに相互変容の中で、新たな場がそこに構成されていったと考えられるのです。

新たな場は、自ずと力を持ちます。私たちは、不登校の子どもたちの進路保障をめぐって、現在に至るまで教育委員会とさまざまなやり取りを続けてきました。そしてその結果、新しい制度がそこに誕生し、またその事実が、新しい社会の動きとなって彼らのもとへと回帰することになったのです。

不登校の問題が、社会そのものに影響を及ぼし、それを再び彼らのもとへと回帰させていく。この循環構造を社会の中にどう位置付けていくのか、あるいは根付かせていくのかが、実は不登校の問題の本質ではないかと私たちは考えているのです。そして、アウラの森そのものも、そんな循環構造を備えた社会の一つのファンク

ション（機能）なのです。

ここでは、そんな不登校の問題から派生した社会への回帰の具体例として、京都府教育委員会の「フリースクール認定制度」、そしてアウラの森が主催している、子ども若者の支援者のための学びの場、「南丹ラウンドテーブル」を紹介していきたいと思っています。



1. フリースクール認定制度

「フリースクール認定制度」²は、2008年に京都府教育委員会が全国に先駆けてつくった府教委による民間のフリースクールの認定制度です。アウラの森は、2005年より参画した府教委の研究事業を通してこの制度の成立に大きく寄与してきました。

「学校へ行かなかつたら高校へは進学できない」かつての不登校の子どもは、そういう状況におかれていました。不登校になってしまうと学校の成績は、「オール1」あるいは評価不能を示す「斜線」。要録上はもちろん「1」です。そんな成績の子どもを、はたしてどんな高校が受け入れてくれるのでしょうか？

² 平成20年度京都創発事業認定一覧
<http://www.pref.kyoto.jp/sohatsu/1255934311141.html>

2004年、私たちが初めて不登校の子どもと出会った当時、サトルやヒロシがまだ現役の中学生だった頃の学校は、「高校へ行きたいのなら学校へ出てきなさい」と言わんばかりの対応でした。まさに不登校という「問題の子ども」がそこにいたわけで、「彼らを甘やかしてはいけない」という考え方が、私たちの地域では、当時、まだ幅を利かせていたころかもしれません。

たまたま不登校の子どもたちと出会ってしまった私たちは、彼らがどんどん変容していく姿を目の当たりにしてきました。それは、変化という概念を越えた、まるで生まれ変わるかのような変容ぶりでした。しかしいくら彼らが変わったとしても、その進路に不安があったのです。つまり、そこには成績の問題があったのです。

せっかく不登校の子どもたちが変容していても、「1」をベースにした成績では、高校を自由に選択できない。仮にそんな彼らを受け入れてくれる学校があったとしても、そういった高校はさまざまな問題を抱えている可能性があります。そうすると、彼らの再出発には決して有利な環境とは言えないのではないか、という思いが私の中にはあったのです。だから何とか、彼らのアウラの森での取り組みを評価してもらい、それを成績へ変換してもらい、彼らの進路を確保したいというのが私たちの強い思いでした。

当時、私たちは、子どもたちの在籍校へそんな事情をお話しさせていただこうとしたのですが、会ってもらうことさえできませんでした。仕方なく地元の教育委員会へと相談に行ったのですが、「基本的に前例のないことは難しい」と

のことで、そこから話を前進させることはできませんでした。その頃は、まだ今のように通信制の高校も多くはなく、たとえ実力は持っていたとしても成績が厳しい不登校の子どもたちは、夜間の定時制高校しか選択肢がなかったというのが現状でした。

私たちは、大変歯がゆい思いを抱いていました。「君らが一生懸命取り組んでいれば、世間は必ず認めてくれる」と子どもたちには言ったものの、世間はなかなか認めようとはしなかったからです。しかし、その歯がゆさが私自身の原動力となって、私はこの原稿を書いているのですから、世間とは面白いものです。

そんな思いを持った私のところへ京都府教育委員会から連絡が入りました。その内容は、「今度、不登校の子どもたちの支援をめぐるの円卓会議を府教委主催で行うので、ぜひ出席してほしい」というものでした。まさにそれは絶妙のタイミングだったので、私はその円卓会議に出席し会場から私たちが抱えている現状、特に学校との連携が全く取れないことを問題提起させていただきました。するとその翌年の2005年度から、府教委の「民間施設連携支援実践調査研究委託事業」がスタートし、アウラの森はその事業に参加することになったのです。

この事業の目的は、体験活動等を通して民間施設が、不登校の子どもたちの在籍校、あるいは教育委員会との連携を図ることにありました。ただ私は、この連携の本丸は、不登校の子どもたちの進路保障へとつながる学習評価の実現であると思っていたので、そのことをテーマに据えた学校、教育委員会、そして私たち民間機関からなる「不登校支援連携推進会議」を4年間に

わたり開催してきました。そしてこの間に、市町村単位では全国初となるフリースクールの出席認定のガイドラインと教育委員会―学校―民間施設との出席認定に関する協定書を策定していったのです。

ところが、出席認定の次の段階となる学習評価については、なかなかその状況を前進させることができませんでした。学校によってその考え方にバラツキがあること、前例がないのでその試みに対して責任をとることが難しいということ、さらには前例のないことだけに、管理職同士あるいは学校と教育委員会、教育局との立場や人間関係もそこに絡んでしまうことになっていき、会議の進行そのものが危ぶまれていくことになっていったのです。一方でこの研究事業の委託主である府教委は、不登校の子どもの学習評価実現には、一定の理解と推進の意志を示してくれたものの、府教委―教育局―市教委という3層構造が、市町村の案件に府が口出しすることを阻害させる要因となっていたのです。私は当時会議の停滞状況が続いた時に、何度か府教委へと出向き、学習評価実現に向けた意向を直接会議へ出向いて行って伝えてほしいと頼んだことがありましたが、それを実現させることはかなり難しいことでした。

このような葛藤が続く中、2008年度に府教委は全国で初めて「フリースクール認定制度」を制度化します。これは、民間であるフリースクールに府教委が一定のお墨付きを与え、協働して学習評価の実現に向かって取り組んでいくことを制度として認めたのです。この時初めて府教委は、「不登校児童生徒の学習評価の実現」というコトバを明文化しました。そしてその年にアウラの森は、府教委初の認定フリースクール

となったのです。この経緯については、東北大学大学院教育学研究科の本山敬祐が以下のように指摘をしています。

本章はフリースクール認定制度の成立過程について、2008年度に府教委に認定されたフリースクールへの質問紙調査と知誠館（アウラ学びの森 知誠館）代表の北村真也氏へのインタビュー調査の結果から、他の認定フリースクールが行ってこなかった北村氏の取組とその進捗状況が、フリースクール認定制度の導入につながった可能性が高いことを示した。

行政との連携に積極的なフリースクールに対して一定の保障を与え、協働をシステム化するという府教委が示す認定制度の目的は確かにそのとおりであろう。しかしながら、それだけではなぜ2007年度から認定制度が導入されたのが説明しきれない。そこで、本章の分析枠組みである協働の窓モデルに沿ってフリースクール認定制度の成立過程をまとめることとする。

2004年に京都府レベルの不登校に関する会議が開催される以前から、府議会ではフリースクールの支援について議論が蓄積されていた。府知事もこの主題に関して答弁している。したがって、2004年以前にフリースクールとの連携に関する議論が府議会という「政治の流れ」に浮上していたといえる。この「政治の流れ」が京都府における不登校に関する政策的課題に合流することで、2つの府レベルでの会議が開催されることとなったと考えられる。また、その場において北村氏をはじめとするフリースクール関係者と府教委が初めて対面することとなったのである。そこでは、北村氏による問題提起のように新たな問題が政策的課題に投げ込まれたと同時に、フリースクールという新たな組織が府教委と民間施設との連携に関する政策的課題に合流することとなった。

「協働の窓」が開いた 2005 年度以降、府教委は知誠館を含むフリースクールに対して不登校児童生徒への支援に関する実践研究を委託することで、フリースクールとの協働による不登校児童生徒への学習支援活動を開始した。そして、不登校児童生徒のフリースクールにおける学習評価を実現するべく亀岡市において学校関係者を参加者に含めた会議を開催していた北村氏は、協働事業に参加する以前から課題として認識していた不登校児童生徒の学習評価の実現に苦慮していた。同会議の初年度に不登校児童生徒の出席扱いに関する協定書は作成されたものの、北村氏の当初の目的であった不登校児童生徒の学習に対する原籍校での評価はなかなか実現されなかった。

北村氏の活動の状況は年度ごとに報告書として府教委に伝わっていたが、一方で府教委は北村氏の抱える課題に対して有効な政策的代替案を提示できずにいた。それは、府教委は市町村立学校に対して学習評価に関する直接的な指導ができなかったという教育行政の管理構造上の問題に起因するものであった。

そこで、府教委は北村氏の直面している課題に対する政策的代替案として、このフリースクール認定制度を導入したと考えられる。なぜなら、従来実施していた委託研究のプログラムに北村氏が実現を目指していた不登校児童生徒の学習評価に関する研究を、府教委がフリースクールを認定するためのプログラムの中に急遽盛り込み、かつ、一定の活動実績があるフリースクール、つまり知誠館を府教委が認定することによって原籍校での学習評価の対象とし、亀岡市内の公立学校に対して不登校児童生徒の学習評価を実現させるためのインセンティブを引き出す狙いがあったと考えられるからである。このように考えることで、115 頁の図 3.3 において、フリースクール

の認定以降に「民間施設中心から学校中心へ」と記述されていることがより理解される。

これらの情報から、フリースクール認定制度は、府教委が直接指導できない市町村立の学校に対し、フリースクールの相対的な威信を高めるために導入した制度であると考えられる。フリースクール認定制度とは、府教委が認定したフリースクールに対して一定の助成金や、公的機関による保証に伴って生じる威信といった有形無形の資源をフリースクールに付与することで、市町村立学校がフリースクールと協力する動機を引き出す機能をもった仕組みであると評価できる。

しかしながら、協働の相手である北村氏が認定制度の導入を全く知らされていなかったという点から、序章において協働を「行政組織や企業および NPO 等が、特定の政策的課題に対して相互の合意形成を経て実行する活動およびその過程」と定義した本稿の基準からすれば、厳密に言えばフリースクール認定制度は府教委とフリースクールの協働事業とはいえない。むしろ、府教委と市町村教育委員会という教育行政機関同士の政治的交渉の産物とも考えられる。したがって、北村氏が認定制度に関する課題として「もう少し、この制度のマクロな視点での目的を府教委、教育局、市町教委、学校、民間で共有化することがまずは必要」と指摘しているのは、協働の形成および実施に必要な参加者同士の合意形成が調達されていなかったことの表れであると考えられる。合意形成の有無が認定制度の今後にどのような影響を与えていくのかが注目される。

一方、府教委がフリースクールを認定することにより、北村氏が形成した市レベルでのネットワークにおける合意形成を調達し、間接的にその管理を図ることができるという点で、同制度は都道府県教育委員会による就学空間の運営方法のモ

デルであると考えられる。³

こうして私たちが、サトルやヒロシと出会ってから4年目にして、ようやく彼らの取り組みが世間に認められ、社会の制度として回帰されていくようになったのです。不登校という社会現象を媒介に社会そのものが動いた一つの証だと私たちは思っています。その年、サトルは大学へと進学していき、彼自身が本格的に社会学を学び始めるようになっていきました。



³ 本山敬祐 東北大学大学院教育学研究科 2010 『1990年代以降の文部科学省と自治体の不登校対策－就学空間の拡大に伴う行政・NPO・フリースクールの協働に着目して－』 第3章考察